

## 東日本大震災で被災された方へ

### ～所得税の軽減又は免除が受けられる場合があります！～

この度の東日本大震災により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災により住宅や家財などの損害を受けた方は、災害減免又は雑損控除のどちらか有利な方法で、所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。

なお、これらの軽減等の措置を受ける場合は、平成22年分又は平成23年分のいずれかの年分を選択することになります。

雑損控除の対象となる資産は、住宅や家財だけでなく、屋根瓦・自家用車・車庫・ブロック塀などや、墓石の修理、液状化した宅地の原状回復費用なども対象になります。

被災した家がまだ手付かずで何もできずそのままの状態であっても、手続きができます。損失額については、工事が終わっていれば領収書、これから工事をする場合には見積書を基に計算します。また、合理的な計算方法（簡便法）にて計算できる場合もあります。

以下の書類をご用意のうえ、税務署で手続きをしてください。

被害を受けた資産の内容・取得時期・取得価額分かるもの。

工事が完了している場合にはその領収書。工事を行う前であれば見積書。

取り壊し費用（解体費用）・除去費用に係る領収書。

損害を受けたことによって受け取る保険金・支援金の金額が分かるもの。

平成22年分の確定申告書を提出した方は、その申告書の控え。確定申告書を提出する場合には、源泉徴収票など所得計算に必要な書類。

り災（被災）証明書。

還付金の振込み先の口座がわかるもの。

印鑑。

申告時期になりますと、税務署が大変混雑します。  
お早めにお手続きをお願いします。

手続きには期限があります。

平成22年分は原則として、平成24年3月15日が期限となります。

平成23年分は例年と同じで、平成24年3月15日が期限となります。

（注）震災による損失額が、その年の申告で引ききれない場合には、5年間繰越ができます。そのためには、申告期限までに申告書を提出する必要があります。

東日本大震災で被害に遭われた方を対象とした個別相談会を実施しますので、是非お越しください。

日 時 平成23年12月8日（木） 9：30～12：00

場 所 神崎町役場2階第2会議室

詳しくは佐原税務署個人課税第1部門（ 54 - 1331 ）へお問い合わせください。

### 青色決算・消費税説明会

税務署では、所得税の青色申告決算書の作成や消費税及び地方消費税などについて、説明会を開催します。

○日時 12月6日（火） 13：30～16：30

○場所 香取市役所5階大会議室

ご来場の際には、筆記具を携行してください。決算書の用紙は、来年1月下旬に発送予定です。会場では、年末調整関係書類、給与支払報告書などの用紙を配付いたします。

○お問い合わせ 佐原税務署個人課税第1部門（ 54 - 1331 ）